



2022年4月28日

各 位

上場会社名 双信電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 上岡 崇
(コード番号 6938 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営推進本部長 中西 港二
(TEL 03-5730-4500)

決算期(事業年度の末日)の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会で、2022年6月24日開催予定の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更ならびに改正会社法対応に伴う定款の一部変更を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとじていますが、12月を決算期とする親会社である WALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONと決算期を統一することで、当社の決算業務効率化や費用削減を図ることを目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更します。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度を導入しますので所要の変更を行います。

2. 変更の内容

(1) 決算期(事業年度の末日)の変更

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款の第11条(基準日)、第12条(招集の時期)、第28条(事業年度)および第29条(剰余金の配当)に必要な変更を行います。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則1から3を設けます。

(2) 改正会社法対応に伴う変更

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度を導入する旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設します。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度を行う事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設します。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要になるため、これを削除します。
- ④ 上記①から③の新設および削除される規定の効力に関して、附則4から6を設けます。

3. 決算期変更の内容

現在 : 毎年 3月31日

変更後 : 毎年 12月31日

決算期変更の経過期間となる第81期は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となる予定です。

4. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月24日(金)

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則、第2章 株式</p> <p>第1条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (基準日) 当社は、毎年<u>3</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条 (召集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集する。</p> <p>第13条、第14条 (条文省略)</p> <p><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 当社は、<u>株主総会参考類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 ～第6章 取締役の責任免除</p> <p>第17条～第27条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則、第2章 株式</p> <p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (基準日) 当社は、毎年<u>12</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条 (召集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集する。</p> <p>第13条、第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5第1項の書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 ～第6章 取締役の責任免除</p> <p>第17条～第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第28条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第29条 (剰余金の配当) (条文省略)</p> <p>3 前2項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>9</u>月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第28条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>第29条 (剰余金の配当) (現行どおり)</p> <p>3 前2項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>6</u>月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>第28条(事業年度)の規定にかかわらず、第81期の事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間とする。</u></p> <p>2. <u>第29条(剰余金の配当)3項の規定にかかわらず、第81期の中間配当の基準日は9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>附則1項から3項は、第81期の事業年度の経過後に削除する。</u></p> <p>4. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></p> <p>5. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)がなお効力を有する。</u></p> <p>6. <u>附則4項から6項は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過したいずれかの遅い日後に削除する。</u></p>